

地方独立行政法人宮城県立こども病院 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、女性職員が家庭と仕事を両立し、個性と能力を十分に発揮し活躍できる雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を作成する。

1 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2 課 題

当院の職員全体に占める女性職員の割合は79%と高い水準にある。また、管理職に占める女性職員の割合は52.5%である。（令和3年4月現在）女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する取り組みは概ね進んでいる。

一方で、当院の使命である高度で質の高い医療を提供するため経験・知識を有する人材が定着するよう、職員が出産・育児等の理由によりやむを得ず離職することなく、育児休業等からの復帰後も就業を継続できるよう雇用環境を整備していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みとして有給休暇を取得しやすい職場環境の整備が必要である。

3 目 標

職員の育児休業取得率を95%以上にする。

職員の有給休暇取得率を各部門で50%以上にする。

4 取組内容

育児休業制度や院内保育所の利用をはじめとした出産・育児に関する諸制度についてリーフレット等を作成し、職員に周知する。また男性職員に対して取得を推進する。

部門長会議・診療科長会議において、職員の年次有給休暇の取得状況を随時通知するとともに、管理職が率先して取得するなどの取り組みにより職員が取得しやすい環境を作る。

情報公表項目（当院のホームページにより公表）

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合（正職員） 令和5年4月採用者		
（職種）	（男性）	（女性）
専門職（医師）	68.8%	31.2%
専門職（看護師）	0.0%	100.0%
専門職（医療技術員）	0.0%	100.0%
事務職	66.7%	33.3%

2. 管理職に占める女性労働者の割合 令和5年4月現在
42.9%（男性12名、女性9名）

3. 男女賃金の差異 ※対象期間：令和4年度

正職員	53.3%
有期雇用職員・無期雇用職員	78.1%
全ての労働者	50.3%

○賃金：基本給、時間勤務手当、賞与等を含み、退職手当を除く。

○パート労働者については、正職員の所定労働時間（1日7.75時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

○正職員について、相対的に賃金が高い職種（医師）が女性よりも男性に多いため、格差が生じていると考えられる。

○有期雇用職員・無期雇用職員については、男女の人数差が大きく（男性1.5人、女性45.8人）、男性職員は相対的に賃金が高い職種であるため、格差が生じていると考えられる。

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

1. 男女の平均継続勤務年数の差異 令和5年4月現在
男性 8.3年 女性 8.0年
男女の平均継続勤務年数の差異 96.4%

2. 男女別の育児休業取得率 令和4年度
男性 36.4% 女性 100.0%

3. 有給休暇取得率 令和4年
46.0%